- 第1条 本会会員は、龍野町立商業実修学校・兵庫県龍野商業学校・兵庫県立龍野商業学校・兵庫県立龍野工業 学校・兵庫県立龍野工業高等学校・同併設中学校・兵庫県立龍野実業高等学校・兵庫県立新宮高等学校・ 兵庫県立龍野北高等学校 卒業生 及び、かつて各校に在学し<u>正副会長会((役員会)</u>において承認を得た者 とする。
- 第2条 代表副会長1名、副会長若干名を置く。
- 第3条 会費は5,000円とし、全日制・定時制ともに卒業期に一括納入する。但し、会費の変更は**正副会長会(**(役 員会)の承認を得なければならない。
- 第4条 本会役員、評議員、母校の役職員<u>又は(、)</u>その配偶者<u>等(及び第1親等の者)</u>が死亡した場合は、次の弔慰金 等を送る。
  - 1、本会役員、評議員<u>又は</u>母校の役職員(<u>本人</u>)が死亡した場合は10,000 円、本会役員、評議員<u>又は</u>母校の役職員の配偶者(<del>同居の第1親等)</del>は5,000 円の香料とし、各々供花・弔電を**送る**(打つ)。
  - 2、母校の教職員で、本人が死亡した場合は1項の規定に準ずる。<u>また、母校の教職員の</u>配偶者<u>が(、同居の第1親等の)</u>死亡<u>した場合</u>は弔電を<u>送る(打一)</u>。
- 第5条 役員及び指名を受けた会員又は、職務担当者が本会の業務に必要な会議等に出席する場合は、<u>正副会長会(役員会)</u>の承認を得て<u>旅費等(実費)</u>を支給することが出来る。但し、<u>(緊急を要する場合は、)</u>会長が専決した場合は、後日正副会長会(役員会)の承認を得る。
- 第6条 地方に支部を設置する場合は、本部に下記の書類を提出しなければならない。
  - 1、支部設置理由 2、支部規約(案) 3、発起人名簿又は役員名簿(案)と会員数
  - 4、その他参考書類
- 第7条 本会は、支部設置届が提出された場合速やかに<u>正副会長会((役員会)</u>に諮らなければならない。 現在活動している地方支部は、「関東支部」である。
- 第8条 第6条の(当該) 支部又は各科で記念事業 (支部総会を除く。) の開催通知を受けた場合、10,000 円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
  - 2. 科の事業をする場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。 ただし、運用年度内原則一回とする。
  - 3. 事業上又は運営上、会長が必要と認める支出は、予備費の範囲内で支出することができる。
- 第9条 部活動その他での生徒の活躍に対して、支援金その他を支出することが出来る。但し、支出に当たっては、 実施要項等を添付し、<u>正副会長会((役員会)</u>の承認を得る。<u>(緊急を要する場合は、)</u>会長が専決し<u>た場合は、</u>後日**正副会長会((**役員会)の承認を得る。
  - (1) 全国大会出場 50,000 円を上限として支出する。 ただし出場者 1 名につき 10,000 円、補助員 (同行の補欠選手又はマネージャーをいう。以下同じ) 1 名につき 5,000 円とする。

  - (3)、その他については、正副会長会(会長又は役員会)にはかり考慮することができる。
  - 2. 前項の支援は(1団体につき)運用年度内一回とする。
- 第10条 この細則の改正は、3年ごとに見直し「正副会長会((役員会)」の議決を要するものとする。
- 【附 則】 第1条 この細則は、平成23年4月1日から施行する。 第2条 この細則は、平成26年6月14日から施行する。 第3条 この細則は、令和 年 月 日から施行する。